

年休取得に関して労基署から 『指導票』が発せられる！

- * 労働者の年休取得は自由である！
- * 理由を記入しない社員名を掲示に貼り出すことは
年休取得を抑制する懸念がある！
- * 診断書などの提出を求めることは改めたほうがよい！

2月19日、淀川労働基準監督署は、大阪第二運輸所で年休申込時に「理由」を書いていない社員の名前を掲示板に貼り出し、運転科まで呼び出していることに対して、改善を求める『指導票』を発しました。そして、3月15日までに改善した結果を報告するよう口頭で指導しました。

大阪第二運輸所では、現在も年休申し込み時に、理由を記載していない社員（昨年4月以降記載していない者）の名前を張り出しています。過去の最高裁判例でも「労働者の年休取得は自由である」とあり、会社が掲示を張り出すのは年休取得を抑制することに繋がり、見せしめ的に名前を張り出しているとは思えません。

今回私たちが、労働基準監督署に申告したことで、会社の運用方が誤っていることが明らかになりました。会社は、注意・指導を謙虚に受け止め、早急に改善すべきです。直ちに社員名の掲示を剥がし、年休取得理由を強制的に書かせることを中止すべきです。年休は労働者が自由に取得できる権利です。

会社は労基署の注意・指導を守れ！
年休取得理由を強制的に書かせるのは止めろ！